

Ⅱ. 平成 30 年度

パートナーシッププラン2020

(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)

進捗状況

計画の体系

計画の目標	重視すべき視点	重点施策	取組の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> あらゆる場面で、男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かなさを 実現できる滋賀へ </p>	<p style="text-align: center;">女性の活躍 推進による 地域の活性化</p> <p style="text-align: center;">男性に とっての 男女共同参画</p>	<p>1</p> <p>家庭・地域に おける 男女共同参画 の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり (2) 地域の様々な活動分野における女性の参画促進 (3) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実 (5) 多様な選択を可能にするライフ&キャリア教育の推進
		<p>2</p> <p>働く場 における 男女共同参画の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の均等な雇用機会の確保 (2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援 (3) 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり (4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり (5) 女性の起業等への支援
		<p>3</p> <p>男女の 人権尊重と 安心して 暮らせる 社会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実 (2) セクシュアルハラスメント対策の推進 (3) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進 (4) 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進 (5) 生涯を通じた健康づくり (6) 様々な困難を抱える人々への支援
		<p>計画の総合的な推進</p>	

重点施策別総括

重点施策① 家庭・地域における男女共同参画の推進

取組の方向

(1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり

- ・男女共同参画の理念の普及
- ・男女共同参画を進める地域リーダーの発掘・育成
- ・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ・地域での活動支援（NPO、女性団体等への活動支援）

(2) 地域の様々な活動分野における女性の参画促進

- ・政策・方針決定過程への女性の参画（自治会等の方針決定の場への女性の参画）
- ・防災における男女共同参画
- ・スポーツ分野における男女共同参画の推進（子育て期の女性のスポーツ参加促進、女性アスリート支援など）

(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進

- ・男性にとっての男女共同参画（男性に対する意識醸成）
- ・男性の育児・介護等への参画支援（イクメンの養成など）
- ・男性の地域活動への参画支援（地域で活躍する男性ロールモデル発掘、発信）

(4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

- ・子育て支援の充実（就労形態の多様化等による様々な保育ニーズへの対応など）
- ・介護への支援（介護サービスの充実、介護離職の防止）
- ・育児や介護への経済的支援

(5) 多様な選択を可能にするライフ&キャリア教育の推進

- ・学校等での男女共同参画教育の充実（主体的に進路を選択できる力を身につける教育の充実など）
- ・ライフ&キャリア教育の充実（多様な働き方、生き方への理解促進など）
- ・教職員等への研修

総括

- あらゆる場面における男女共同参画の推進のため、身近な場面での学習会等に使用できる啓発物や児童生徒用副読本の作成・活用、広く県民を対象とした研修等の実施により、男女共同参画意識の醸成に努めた。固定的な性別役割分担意識は徐々に改善されているもののまだまだ根深く、引き続き着実かつ効果的に啓発活動を継続する。
- 女性も男性も、自分の望むバランスで仕事と家庭、地域活動等を持てるよう仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や男性の育児・家事参画の推進に取り組んだ。その実践に繋がるよう、働き方の見直し(長時間労働の是正等)の推進もあわせて、官民連携のもと一層の機運醸成の取組を進める。
- 多様なライフスタイルに対応できるよう、保育サービスの充実や介護施設の整備等を図ってきたところであり、引き続き地域の実情に応じ、子育て支援・介護支援の量の拡充や質の向上に取り組む。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
2	仕事と生活の調和推進事業 (1)	行労使、地域団体により組織する「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」において、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。(推進月間行事等)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、必要性の理解は進んできた。長時間労働を当然とする働き方の見直しとあわせ、その実践につながるよう、一層の取組を進める。	女性活躍推進課
12	滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト (3)	共働き夫婦等が、仕事と家庭の両立に向けてお互いに尊重し、協力し合うパートナーシップのあり方を考え、男性の家事・育児参加等の実践に向けたノウハウを学ぶ連続講座を開催した。	夫婦間のパートナーシップに対する参加者の理解が深まった。将来的に地域・民間レベルでの主体的な取組へと広がっていくよう普及に努める。	女性活躍推進課
22	地域子育て支援事業 (4)	子育てと仕事の両立支援や保育の質の向上等、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、延長保育事業を始めとする各種保育事業に対して補助を行った。	市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の着実な推進を図るため、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく必要がある。	子ども・青少年局
35	青少年向け啓発 (5)	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、男女共同参画について学ぶ小中高校用の副読本を作成した。小学校用副読本の改訂を行った。(活用率 小 78.5% 中 47.7% 高 71.4%)	中学生用副読本を中心に活用率をさらに高める必要があることから、教員向け研修会などの機会を捉えた活用方法の説明や実際の活用例の紹介等に取り組み、活用を促進する。	女性活躍推進課

重点施策②

働く場における男女共同参画の推進

取組の方向

(1) 男女の均等な雇用機会の確保

- ・情報提供や啓発の推進（男女の均等な雇用機会、ポジティブ・アクションの推進等の事業主への啓発など）
- ・相談への対応の充実（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止啓発、相談窓口の周知）

(2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援

- ・女性の活躍推進の総合的取組
- ・女性活躍推進に向けた連携体制の構築
- ・キャリア形成への支援
- ・女性の再就職への支援（滋賀マザーズジョブステーション）
- ・様々な分野における女性活躍推進（医療・介護、建設産業など）

(3) 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり

- ・女性のエンパワーメントの促進（キャリアアップ支援、働く女性のネットワークづくり、ロールモデルの紹介）
- ・企業等の取組促進（経営者等への啓発、企業等の女性活躍推進状況の「見える化」など）

(4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり

- ・職場環境づくり（経済団体等との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた気運醸成など）
- ・企業等の取組促進（テレワーク等多様な働き方の普及、男性の育休取得促進、イクボス養成支援など）

(5) 女性の起業等への支援

- ・女性の起業への支援（起業に必要なノウハウ習得等に向けた支援、女性の起業への資金調達支援など）
- ・商工業や農林水産業での取組支援（女性の起業活動への支援、女性が経営者能力を発揮できる農業法人の育成）

総括

- 職についていない女性の多くが就労を希望していることから、女性のライフステージに応じてきめ細かな支援を行う「CARAT 滋賀・女性・元気プロジェクト」を引き続き推進する。
- 「滋賀マザーズジョブステーション」では、湖北地域に加え、湖東、甲賀、湖西地域でも出張相談を開始し、所在地から離れた地域に対する支援の拡充を図った。引き続き、在宅ワーク等の新しい働き方の普及や起業支援等、様々な地域特性やライフスタイルに応じた就労支援を進める。
- 働く女性に対し、セミナー等を通じてキャリア形成の支援やネットワークづくりを進める一方、企業等に対し、女性活躍認証制度やイクボスプロジェクト等を通じ、女性が活躍できる職場環境づくりを促した。女性の継続就労や女性リーダー層の増加に向け、働く女性と企業等の双方に対する取組をさらに進める。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
46	滋賀マザーズジョブステーションの運営 (2)	滋賀労働局との連携により県内 2 か所（近江八幡、草津）において女性の就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営するとともに、湖北地域において週 1 回の出張相談に取り組んだ。年間 5,921 件の相談があり、1,001 件の就職につながった。	近江八幡市、草津市近辺以外の地域からの利用が課題であるため、引き続き湖北地域への週 1 回の出張相談を継続するとともに、新たに、湖東、甲賀、湖西地域への出張相談を各 2 回ずつ実施する。	女性活躍推進課
51～53	働く場における女性活躍推進事業 (3)	働く女性自身の資質向上・意欲高揚、ネットワークづくりを進めるために、若手職員、育休前後の方、管理職候補者および女性管理職のキャリア段階別セミナーを開催し、合わせて 165 名の参加があった。	管理職候補者育成に対するニーズが特に高いことから、定員を増やすとともに、管理職としてのスキル向上により重点を置いた内容とする。	女性活躍推進課
54	滋賀県女性活躍推進企業認証企業制度 (3)	企業等における女性の活躍推進に向けた取組状況に応じて三段階で認証する制度を設けており、平成 30 年度末までに 205 件を認証している。	より幅広く多くの企業の認証取得を促進するとともに、認証のステップアップを通じて認証済み企業での取組のさらなる活性化を促す。	女性活躍推進課
61	女性の多様な働き方普及事業 (4)	育児や介護等による時間的な制約や、地理的な条件により外で働くことが困難な女性等を対象に、在宅での新しい働き方を普及させるためのセミナーや企業とのマッチング事業などを開催した。	就業後自力で仕事を確保し、在宅ワークを継続していくためのスキルアップが課題であることから、営業力アップやトラブル対処のスキル向上につながるような内容の拡充を図る。	女性活躍推進課

62	滋賀のイクボスプロジェクト (4)	企業等のリーダー層を対象に、イクボスの養成のためのセミナーを取組段階等に応じてきめ細かに開催し、仕事と生活を両立できる職場づくりを進めた。	イクボス登録制度の一層の周知に努めるとともに、県全体での取組のさらなるレベルアップを図るため、具体的な取組方法や先進事例の普及を進める必要がある。	女性活躍推進課
70	女性の力を活かしたアグリビジネス創出事業 (5)	アグリカフェやアグリビジネス体験、経営力向上研修等を通じてアグリビジネスに取り組む女性を支援した。	各取組とも参加者の満足度は高く、好評であった。次年度も引き続き女性農業者の活躍を支援する。	農業経営課

取組の方向

(1) 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実

- ・教育・啓発の推進（様々な人権をめぐる問題への正しい認識と理解の促進、男女間のあらゆる暴力防止の意識の浸透、不適切な性・暴力表現排除に向けた啓発など）
- ・若年層に対する取組（デートDV防止啓発、性に関する指導の充実に向けた教職員への研修など）

(2) セクシュアルハラスメント対策の推進

- ・広報・啓発の推進（あらゆる場面におけるセクシュアルハラスメント根絶に向けた広報・啓発）
- ・相談支援の充実（セクシュアルハラスメントに関する研修の実施、苦情・相談窓口の周知）

(3) DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進

- ・総合的な支援の推進（配偶者暴力相談支援センターにおける被害者への総合的、継続的支援など）
- ・相談体制の充実
 - ・連携体制の充実
- ・加害者からの相談および加害者更生などに対する取組

(4) 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進

- ・被害者への支援（性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO における被害者支援など）
- ・連携体制の充実（関係機関と連携した被害者への適切な情報提供など）
- ・相談体制の充実
 - ・意識啓発の推進

(5) 生涯を通じた健康づくり

- ・妊娠・出産等に関する健康支援（性についての理解促進、性と健康に関する相談、周産期医療体制の充実など）
- ・健康づくりへの支援（エイズ・HIV感染、性感染症に関する正しい知識の普及啓発など）

(6) 様々な困難を抱える人々への支援

- ・高齢者、障害者、外国人等への支援
- ・ひとり親家庭への支援（ひとり親家庭の自立や生活安定に向けた支援、ひとり親家庭に対する相談体制の充実など）

総括

- 男女の人権尊重や、DV・性暴力など男女間のあらゆる暴力に対する取組として、それぞれ相談・支援窓口の設置を行っているが、いずれも認知度が低い等の課題を抱えている。広報啓発活動を通じて窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携強化により支援・保護体制の充実を図る。
- 女性が安心して出産期を過ごせるよう、周産期医療体制の充実を図っているが、NICU(新生児集中治療管理室)の満床状態を解消するための病床整備や長期入院児の支援体制を充実させることが課題となっている。
- 母子家庭等の就業を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行っているところであるが、引き続き事業の周知に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進める。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
82	相談室運営事業 (1)(2)(3)(4)	様々な悩みを持つ女性・男性に対して男女共同参画心理相談員、弁護士による相談事業を実施するとともに、臨床心理士によるDVカウンセリングを実施した。	県内各相談機関の相談体制の充実強化のため、引き続き、事例研究や研修会を通して相談員の資質向上と、各機関相互のネットワークづくりに努める。	男女共同参画センター
80	DV被害者総合対策推進事業 (3)	DV防止の啓発事業を行うとともに、DV被害者の心のケア、自立支援に向け、配偶者暴力相談支援センターの機能強化、一時保護機能の充実に取り組んだ。	DVに関する理解をより深めるため、男女交際が活発化する高校生などの若年層に対して、広報啓発を実施する。DVの相談機関の認知度が低いことから、DV相談窓口の周知徹底を図る。また、障害者や高齢者、外国人の被害者など、ひとりひとりの状況に応じた保護の体制のさらなる充実を図る。	子ども・青少年局
84	犯罪被害者支援事業 (4)	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターとの協働により、犯罪被害者総合窓口を運営し、868件の相談支援を行った。また、関係機関4者の連携による性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)において性暴	犯罪被害者総合窓口、SATOCOともに認知度が低いことから、安心して相談できる窓口として広報周知を行い、認知度の向上を図る。	県民活動生活課

		力被害者への総合的な支援を行い、1,473 件の相談支援を行った。		
91	周産期保健医療対策 (5)	安全・安心な出産のため、高度・専門医療を担う周産期母子医療センターの運営費や整備面の支援等を行い、周産期死亡の改善に取り組んだ。	NICU(新生児集中治療管理室)の満床状態を解消するため、病床整備を進めるとともに、長期入院児の支援体制を充実させる。	健康寿命推進課
102	ひとり親家庭総合サポート事業 (6)	母子家庭等の就業を支援するため、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報等の支援サービスを実施した。 (就業者 130人)	引き続き母子家庭等就業・自立支援センター事業のPR等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。	子ども・青少年局

計画の総合的な推進

取組の方向

(1) 県の推進体制の充実

- ・男女共同参画の総合的な推進
- ・附属機関の女性委員の登用拡大
- ・女性職員の活躍推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進（イクボス宣言を踏まえた働き方改善と企業等への働きかけなど）

(2) 多様な主体との連携強化

- ・関係機関との連携強化（県民、地域団体、NPO、事業者、大学等との連携強化）
- ・経済団体等との連携強化
- ・国との連携強化
- ・市町との連携強化（女性のチャレンジ支援、就労支援の推進など）

(3) 県立男女共同参画センターの機能の充実

- ・地域で実践する人材の育成支援
- ・関係機関との連携強化（多様な主体間のコーディネート機能の強化など）
- ・情報提供の推進

(4) 調査・研究の推進

- ・調査・分析の推進（男女共同参画の推進状況の定期的な把握・分析、大学等と連携した調査研究）
- ・情報の収集（男女共同参画の取組事例や統計等の収集、提供）

総括

- 男女共同参画は県政のあらゆる分野に関連する課題であることから、引き続き全庁的に課題意識を共有し、取組を進める必要がある。
- 審議会等、県の附属機関における女性委員の割合は全体で 37.9%と目標に達しておらず、また、全 93 附属機関のうち 1/4 にあたる 25 附属機関が女性委員割合が 40%未滿の状況であることから、引き続き女性委員登用拡大を進める。
- 「仕事と生活の調和推進・女性活躍推進会議しが」において、女性の活躍推進に関する本県の現状と課題を行労使で共有しつつ、協力して女性の活躍推進を着実に進める。
- 男女共同参画センターについては、本県の男女共同参画推進の実践を支援する総合的な拠点施設として、多様な主体や機関との連携、参加者相互の交流によるつながりの場を創出する。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
109	審議会等における女性の参画促進 (1)	計画目標の女性委員割合 40%の達成に向け、全庁的な意識を高めるとともに、女性委員割合が低い機関に対し充て職規定の見直し等の働きかけ等を行った結果、平成 30 年 4 月 1 日現在の女性委員割合は 37.9%と前年から改善した。	全 93 附属機関のうち、1/4 にあたる 25 附属機関において女性委員の割合が 40%を下回っている状況であることから、改善策を具体的に提示しながら女性委員登用率の改善を働きかけ、目標を達成する。	女性活躍推進課
120 ~ 124	男女共同参画センターの機能の充実 (3)	多様な課題をテーマとした研修・講座の開催や、図書・資料室の充実と各種情報発信により、男女共同参画の意識啓発に努める。また、社会参画にチャレンジする女性の実践を支援するとともに、男女共同参画相談室の充実や、多様な主体との連携・協働、主体間のコーディネートを進める。	男女共同参画推進の実践を支援する総合的な拠点施設として、必要な人に必要な情報を橋渡しするハブ的機能を高めるため、事業展開にあっては多様な主体と支援機能を持つ機関との連携、参加者相互の交流を基本とし、つながりの場を創出する。	男女共同参画センター